

## 令和4年 第13回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和4年7月26日（火） 開始時刻 午前9時00分
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長、大森委員、檜山委員、小野委員
- 4 説明員 梓澤教育次長、口川学校教育担当次長、坂井教育企画課長、  
小栗学校教育課長、金子教育センター所長
- 5 書記 古内課長補佐、高久係長、金田係長、飯田係長、橋本指導主事、  
石川指導主事、高橋指導主事、諸伏指導主事、國分指導主事
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題  
(1) 審議事項  
審議第33号 令和5年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について

## 8 議事の内容

教育長

ただいまから、令和4年第13回宇都宮市教育委員会を開会する。  
本日の会議録署名委員は、檜山委員、小野委員とする。  
伊藤委員は欠席である。

教育長

教科用図書採択に係る審議については、平成28年度より公開としているため  
了解いただきたい。傍聴者はなし。

教育長

それでは、議案第33号「令和5年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の  
採択について」の審議に入る。

まず、「令和5年度使用教科用図書の採択事務について」説明願う。

### 【説明要旨】

学校教育課長

- 教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」において、政令で定める期間である4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされていることから、中学校及び小学校の教科用図書も採択の採決をしていただくこととなる。
- 6月30日に調査員会を開催し、調査員8名が、小中学校特別支援学級用の附則第9条図書について調査研究し、調査研究資料を作成した。
- 7月14日に採択協議会を開催し、調査研究結果を踏まえ、教科用図書を閲覧した上で、協議及び選定を行った。
- 採択協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに上三川町と同一の教科用図書を採択することとなる。

教育長

ご質問などはあるか。(特になし)

教育長

次に、「令和5年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について」説明願う。

### 【説明要旨】

教育センター所長

- 令和5年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について説明。
- 特別支援学級で使用することのできる教科用図書の種類について説明。
  - ① 「検定本」…文部科学大臣の検定を受けた教科用図書
  - ② 「著作本」…文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書
  - ③ 「附則第9条図書」…学校教育法附則第9条に定められた教科用図書
- 特別支援学級で使用することのできる教科用図書を選ぶ際の順序性について説明。
  - ① 当該学年の「検定本」
  - ② 当該学年よりも下の学年の「検定本」
  - ③ 「著作本」
  - ④ 「附則第9条図書」

教育センター所長

- 令和5年度使用河内採択地区小中学校特別支援学級用教科用図書の審議・採択の流れについて説明。
- 表の1にある当該学年の「検定本」については、令和5年度使用小・中学校教科用図書の採択において審議・採択されたものが使用できることになるので、改めて採択はしない。
- 表の3にある小学校用の「附則第9条図書」については、新たな図書2点について調査研究を行った。小学校特別支援学級用教科用図書の採択において審議・採択していただく。また、中学校用の附則第9条図書については、新たな図書2点について調査研究を行った。中学校特別支援学級用教科用図書の採択において審議・採択をしていただく。
- 表の1にある下学年の検定本及び表の2にある著作本、昨年度採択された小学校用の附則第9条図書についても、審議・採択をしていただく。
- 附則第9条図書については、文部科学省から、「可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でない」との指導がある。
- 適切な図書がない場合は、採択されないことがある。

教育長

ご質問などはあるか。（特になし）

教育長

引き続き審議に入る。

教育長

まず、中学校及び小学校の教科用図書の採択について、審議を行う。

その後、小学校特別支援学級、中学校特別支援学級の学校教育法附則第9条図書の採択について、審議を行う。

最後に、小学校及び中学校特別支援学級の検定本、著作本及び昨年度採択された附則第9条図書の採択について、審議を行う。

なお、説明は、学校教育課長と教育センター所長が行い、それぞれの質問には担当の指導主事がお答えするので、了解いただきたい。

教育長

はじめに、令和5年度使用小学校教科用図書の採択を行う。事務局より説明願う。

学校教育課長

#### 【説明要旨】

- 令和5年度使用小学校教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、令和元年度に採択された別紙3の教科用図書を、令和2年度から4年間、採択することになっている。採択地区的変更や関係者の不正、新たな学校の設置などに鑑みて、毎年度、採択を行うことになっている。
- については、別紙3に示されている小学校教科用図書について、引き続き採択してよろしいか、お諮りしたい。

教育長 ご質疑等あるか。(特になし)  
教育長 それでは、ご異議がないようであるため、令和5年度使用小学校教科用図書の採択を決定する。

教育長 次に、令和5年度使用中学校教科用図書の採択を行う。事務局より説明願う。

学校教育課長

**【説明要旨】**

- 令和5年度使用中学校教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、令和2年度に採択された別紙4の教科用図書を、令和3年度から令和6年度までの4年間、採択することになっているが、採択地区の変更や関係者の不正、新たな学校の設置などに鑑みて、毎年度、採択を行うことになっている。
- については、別紙4に示されている中学校教科用図書について、引き続き採択してよろしいか、お諮りしたい。

教育長 ご質疑等あるか。(特になし)  
教育長 それでは、ご異議がないようであるため、令和5年度使用中学校教科用図書の採択を決定する。

教育長 次に、小学校特別支援学級の教科用図書の審議を行う。  
「小学校特別支援学級 学校教育法附則第9条図書について」説明願う。

教育センター所長

**【説明要旨】**

- 小学校特別支援学級の学習状況、附則第9条図書の使用状況について説明。
- 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。
- 採択協議会では、協議の結果、国語「わらべきみかのことばえほん」及びせいかつ「かばくんのはるなつあきふゆ」について選定しないこととした。理由は次のとおり。

#### 国語「わらべきみかのことばえほん」

- ・情報量がかなり多く、国語科の「語彙」に関する内容に限定されており、学習指導要領に示されている「情報の扱い方に関する事項」などの内容が取り上げられていないため不十分である。

#### せいかつ「かばくんのはるなつあきふゆ」

- ・身近な生活に結び付いた内容であるが、生活科の「家庭と生活」に限定されており、学習指導要領に示されている「学校と生活」「地域と生活」などの内容が取り上げられていないため不十分である。

教育長 それでは教科用図書の閲覧をお願いする。

### 【教科用図書閲覧（約2分間）】

|          |   |
|----------|---|
| 教育長      | ただいま教科用図書を閲覧いただいたが、ご質問・ご意見があるか。   |
| 大森委員     | 小学校の題材として、動物を主人公とした題材は適切なのか、説明願う。   |
| 教育センター所長 | 道徳や国語の教科書において、小学生の低学年では動物を扱った題材が多い。よって、低学年で扱う生活の教科書として、動物を題材としているものは適切であるといえる。    |
| 教育長      | それでは、ご異議がないようあるため、お諮りする。<br>採択協議会の結果のとおり、追加採択なしとしてよろしいか。（全員了承）<br>全員賛成であるため、決定する。 |
| 教育長      | 次に、中学校特別支援学級の教科用図書の審議を行う。<br>「中学校特別支援学級 学校教育法附則第9条図書について」説明願う。                    |

#### 【説明要旨】

- 教育センター所長
- 中学校特別支援学級の学習状況、附則第9条図書の使用状況について説明。
  - 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。
  - 採択協議会では、協議の結果、社会「子どものマナー図鑑」及び技術「はなとやさい くだもの」について選定しないこととした。理由は次のとおり。

#### 社会「子どものマナー図鑑」

- ・身近なテーマが取り上げられているが、きまりやマナーの内容に限定されており、社会科の「地理的分野」「歴史的分野」の内容が取り上げられていないため不十分である。

#### 技術「はなとやさい くだもの」

- ・日常に結び付いた内容であるが、「作物の栽培」に関する内容に限定されており、「材料と加工の技術」や、「情報の技術」などの内容が取り上げられていないため、技術の目標を達成するには、不十分である。

|     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 教育長 | それでは教科用図書の閲覧をお願いする。               |
| 教育長 | ただいま教科用図書を閲覧していただいたが、ご質問・ご意見があるか。 |

|      |  |
|------|--|
| 小野委員 | このような本を教科書としてではなく、参考書として教室に置いておくことは可能であるのか、説明願う。 |
|------|--|

|   |   |
|---|---|
| 石川指導主事  | 参考書として学校で購入し、教室に置いておくことは可能である。  |
| 大森委員  | 図書室で購入する図書という扱いになるのか、参考書としてクラスで購入する図書となるのか説明願いたい。   |
| 教育センター所長  | 図書費として図書室の登録はするが、学級の中に置く資料として扱うことが可能である。  |
| 教育長   | 図書費としてだけではなく、教材費として予算をとることも可能である。   |
| 教育長   | それでは、ご異議がないようあるため、お諮りする。<br>採択協議会の結果のとおり、採択なしとしてよろしいか。（全員了承）<br>全員賛成であるため、決定する。                       |
| 教育長   | 次に、「特別支援学級用教科用図書（検定本、著作本及び昨年度採択された附則第9条図書）の採択について」説明願う。   |
| <p><b>【説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 別紙6及び別紙7に示されている図書は、本市において、当該学年の検定本、著作本に加えて、特別支援学級用教科用図書として使用可能となっている図書である。</li> </ul> |   |
| 教育長   | ご質疑等があるか。（特になし）<br>それでは、ご異議がないようあるため、お諮りする。<br>別紙6及び別紙7に示されている教科用図書を採択してよろしいか。（全員了承）<br>それでは決定する。     |
| 教育長   | 以上で議案第33号「令和5年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について」の議事は終了となるが、委員の皆様から何かご意見などあるか。（特になし）                           |
| 教育長   | ないようあるため、事務局から連絡事項をお願いする。   |
| 事務局   | 本日開催されている上三川町教育委員会において、本市と同一の教科用図書を採択したことをもって、本採択地区の正式な採択となることをご了承いただきたい。結果については、後程、委員の皆様に事務局からご報告する。 |
| 教育長   | 事務局から事務連絡をお願いする。  |

事務局(教企)

連絡事項説明

○今後の会議等の日程について

- ・8月 2日(火) 午後3時30分～ ふれあいティータイムトーク
- ・8月17日(水) 午前8時45分～ 臨時会
- ・8月22日(月) 午前9時～ 定例会

以上で、本日の委員会を閉会とする。

教育長

終了時刻 午前9時39分

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_